

## 押印手続き廃止に!?

### 離職票の失業理由欄

#### 問

請求書等の押印欄が廃止されているというニュースを見聞きします。雇用保険の資格喪失の手続きでは離職証明書に押印する欄があったはずですが、これもなくなってしまったのでしょうか。

### 異議ないか職安が確認

#### 答

一般的な退職時の手続きをおさらいしますと、事業主が、資格喪失届に離職証明書を添付して届け出ると、ハローワークは、離職票を交付（雇保則 17 条 1 項）します。当該被保険者が離職票の交付を希望しないときは、離職証明書を添えないこともできます（雇保則 7 条、59 歳以上を除く）。従前、離職者は、7 欄の離職理由について、16 欄で異議の有無を判断して、間違いがなければ 17 欄で記名押印等する、という形でした。雇用保険業務取扱要領の中で様式が変更され、事業主が（ローワークに提出する書類から、本人の確認の押印欄はなくなりました。改正後は、「離職票を受理したときは、離職者に対し、賃金の支払状況、離職理由等の記載内容に異議がないか確認する」、「離職票の 7 欄の記入および 17 欄に氏名の記載がある離職票を受理した場合であっても、その記載内容に誤りがないか改めて確認する」としています。